

**「平成23年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に係る
市民意見募集の結果**

「平成23年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、市民の皆様から多数の御意見をお寄せいただくことができました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に御礼申し上げます。

1 実施期間

平成22年12月17日(金)から平成23年1月28日(金)まで

2 意見提出方法

- (1) 郵送, F A X又は電子メール, 保健センターへの持参
- (2) パブコメ単箱の設置(協力が得られた食品販売施設など17箇所)
- (3) 出前パブコメの実施(大学 食品衛生関係学部1箇所)

3 募集結果

277名の方から395件の意見が提出

(1) 年齢別件数

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	合計
男性	26	105	6	4	12	10	1	2	166
女性	13	71	3	5	5	1	0	1	99
不明	0	1	0	0	0	1	0	11	12

(2) 居住地等区分別件数

市在住	市在勤	それ以外	不明	合計
207	19	34	17	277

(3) 提出方法別

郵送	F A X	電子メール	出前パブコメ	単箱	保健センター受理	合計
1	5	2	212	27	30	277

(4) 項目別(意見数)

項目	意見数
1 計画全般	74
2 監視指導	165
3 食品の検査	17
4 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進	44
5 リスクコミュニケーションの推進	88
6 その他	7
合計	395

4 主な市民意見と京都市の考え方

<p>ゴシック体：主な意見の要旨</p> <p>★印：複数の方から寄せられた意見</p> <p>・印：個別意見（要旨）の例</p> <p>意見番号：別紙一覧のうち、個別意見の番号</p> <p>計画：平成23年度京都市食品衛生監視指導計画を示す。</p> <p>京都市食の安全安心条例：「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」を示す。</p>
--

1 計画全般

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>1 計画の内容について</p> <p>★概ね賛成である。わかりやすい。</p> <p>★年間計画にて、監視の対象や時期、重点的に取り組む内容が示されていて良い。【意見番号：1～7】</p>	<p>計画では、年間を通じて重点的に取り組む監視指導の内容について、その監視時期と対象を定めております。公表する際には、作図の多用や文字の大きさの配慮等、計画内容や指導結果を読まれる市民の方々にわかりやすい内容の計画と致します。</p>	7
<p>2 計画をわかりやすく示してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化したポイントをわかりやすく示してほしい。 ・文章を簡単に、短くしてほしい。 ・監視指導の必要性を示してほしい。 <p>【意見番号：8～10】</p>	<p>計画の取組内容や結果について、ホームページ等の媒体を通じて、わかりやすく市民の方々に情報提供します。</p>	3
<p>3 計画を実際に実行してほしい。</p> <p>★実行できるのか不安である。</p> <p>★実際に取り組むに当たって、具体的な取組内容を示してほしい。</p> <p>【意見番号：11～16】</p>	<p>計画では、路上弁当の衛生対策等、市民の方々の関心が高い内容を重点的に盛り込んでいます。</p> <p>計画に基づき、飲食店や食品製造施設に立ち入り、監視指導を実施することで、食の安全性確保を図ってまいります。</p>	6
<p>4 計画の周知が必要である。</p> <p>★行政の取組をはじめて知った。続けて監視指導をお願いしたい。</p> <p>★計画の内容は良いので、もっと、監視指導の取り組みをアピールすべき。</p> <p>★監視指導や検査を実施していることを消費者に知らせ、安心させることが大切である。</p> <p>★イベントの開催、ホームページの活用、ポスター掲示などにより、計画の存在を市民に知らせるべき。</p> <p>【意見番号：17～26】</p>	<p>広く市民の方々に、計画の内容及び行政の取組を知っていただけるよう、ホームページやリーフレットを活用したわかりやすい周知を図ってまいります。また、結果の公表の際には、具体的な取組内容を盛り込むなど、市民の方々に御理解頂けるよう工夫してまいります。</p>	10

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>5 計画は、前年度の監視指導結果や社会問題化した事例などを踏まえて策定してほしい。</p> <p>★計画の公表時に、昨年度の取組結果を併せて公表してほしい。</p> <p>★監視指導や検査結果を公表してほしい。</p> <p>★結果の公表の際には、結果に対する今後の対策などもわかりやすく示してほしい。</p> <p>・監視指導の過程を、動画などで公開してほしい。</p> <p>【意見番号:27～38】</p>	<p>計画の策定に当たっては、前年度の取組結果や社会情勢を踏まえ、京都市食の安全安心推進審議会から御意見をいただいたうえで、策定しております。計画に基づく取組結果については、毎年度とりまとめ公表します。公表の際には、昨年度実績等との比較を行うなど、わかりやすい情報提供を図ります。</p>	2
<p>6 生産から消費に至るまでの食品の安全性確保が必要である。</p> <p>【意見番号:39～41】</p>	<p>子どもから年配の方々までが、食の安全安心を感じて頂けるよう、生産から消費に至るまでの流通全体を監視指導の対象として取り組んでまいります。</p>	3
<p>7 監視体制が整備されていて良い</p> <p>・近畿農政局、京都府などの関係機関との連携することで、より迅速に対応ができる。</p> <p>・食の安全総合ネットワークの取組に賛成である。</p> <p>【意見番号:42～46】</p>	<p>市民の方々へ、食の安全安心に係る情報提供が行えるよう、関係機関と連携し、食品営業施設の効率的な監視指導に取り組んでまいります。また、食の総合安全ネットワークを活用し、関係者間で情報共有しながら、協働して取り組んでまいります。</p>	5
<p>8 計画の主なポイントについて</p> <p>・食品表示の監視強化や効果的な収去検査の実施に賛成である。</p> <p>・主なポイントの構成がよい。</p> <p>【意見番号:47～48】</p>	<p>食の安全安心確保のため、市民及び食品等事業者の方々と共に7つの重点ポイントを軸に取り組んでまいります。計画推進に当たっては、食中毒予防対策に係る情報等、市民及び食品等事業者の方々がわかりやすい情報提供のあり方に努めてまいります。</p>	2
<p>9 京都らしい取組について</p> <p>★京都の特徴は、観光地である点、学生のまちである点だと思うので、その2点に重点的に取り組んでほしい。</p> <p>・外国人観光旅行者に対する食の安全性確保の取組、京（みやこ）食の安全衛生管理認証制度の取組について賛成である。</p> <p>・観光都市という特徴を活かした計画が必要、伝統的な食文化の継承、学生との連携が良い。</p> <p>・京都らしい施策を具体的にどのように進めるのか示してほしい。</p> <p>・京都らしい施策が必要なのか？</p> <p>【意見番号:49～58】</p>	<p>京都市食の安全安心条例に基づき策定する推進計画と整合を図り、京都らしい取組を取り入れて、監視指導を実施してまいります。特に、京都の特色である「京の食文化の継承」及び「大学との連携」を活かした取組を推進します。具体的には、京の食文化を代表する食品製造施設への監視指導の強化や、学生に対する食品衛生講習会の実施などに取り組めます。</p>	10

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>10 京の食文化について ★京の食文化について、冊子などで紹介してほしい。 ・京野菜を使った調理マニュアルなどを作成してほしい。</p> <p>【意見番号:59~62】</p>	<p>京都には、市民の間に親から子に伝えられた食の文化があります。食文化には、衛生管理にまつわる創意工夫が数多くあり、食文化の継承により、市民の食生活の安全安心を図っていかうと考えております。市民に対する京の食文化の紹介に取り組むとともに、日常の食生活で心がけて頂く食中毒予防の調理方法等について、具体的な調理方法等を盛り込んだ情報提供を行ってまいります。</p>	4
<p>11 大学のまち京都・学生のまち京都の特色を活かした取組について ★京都には大学が多いので、官学の連携に期待する。 ★具体的な取組内容を示してほしい。 ・食の安全をテーマとした大学の講義、シンポジウムの開催を進めるべき。 ・大学と十分な連携ができていない。</p> <p>【意見番号:63~74】</p>	<p>市内で生活する大学生の方々へ、食中毒発生情報やその具体的な予防策が発信できるよう、大学での講習会や啓発ポスターの学内掲示等、食の安全安心に係るリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。また、御提言頂いたように、大学で行われる講義を通じた情報発信や食の安全に関するシンポジウムを大学で行うなど、大学生への食の安全安心情報の発信を行い、計画に沿った食の安全安心施策内容の周知拡大を図ってまいります。</p>	12

2 監視指導について

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>12 一斉監視について ★監視指導の時期が対象に応じて適切に設定されていて良い。 ・一斉監視の時期を公表することで、効果的な監視ができないのではないか？ ・一年間をとおした監視を実施すべきである。 ・食品販売施設や一般飲食店に対する監視も必要である。 ・リスクに応じて、監視の時期、対象を決めて重点的に監視指導に取り組むべきである。</p> <p>【意見番号:75~87】</p>	<p>食中毒予防の観点から、食品の種類や施設管理状況に応じて計画的に監視指導を行えるよう計画策定いたします。</p> <p>計画に基づき、施設への監視指導を公開することで、市民や食品等事業者の方々への注意喚起に繋がればよいと考えています。なお、事故発生時の立入指導や消費者等からの通報に際しては、随時、不定期に立入調査を行います。</p> <p>なお、計画の時期や結果については、ホームページや冊子にて情報公開いたします。</p>	13
<p>13 監視指導について ★徹底的に監視指導すべき。 ・科学的根拠に基づいた監視指導を行うべき。 ・具体的な監視指導の方法などについて示してほしい。 ・食品販売についても監視指導を実施してほしい。 ・監視指導の結果、「絶対に安全」であることが一目でわかるように示してほしい。 ・京都市独自の基準を設定し、監視指導を実施してほしい。 ・監視指導を徹底してほしい。</p> <p>【意見番号:88~104】</p>	<p>食品取扱施設への立入に当たっては、施設管理者の理解度を高めるため、簡易検査を併用して指導しています。計画の時期や結果については、ホームページや冊子にて情報公開しています。また、監視基準について、昨今、食品の流通は、広域流通が主であるため、本市独自の規格策定は難しいと考えます。</p>	17

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>14 集団給食施設一斉監視について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団給食施設に旅館が含まれるのか？ ・ノロウイルス対策として、保育所や老人福祉施設への監視指導が必要である。【意見番号:105～106】 	<p>保育所、小学校、社会福祉施設などの集団給食施設において、食中毒等の健康被害が発生すると、被害が大きくなります。集団給食施設を対象とした一斉監視を実施し、事故の発生予防を図ります。</p>	2
<p>15 行楽シーズン対策について</p> <p>★京都市は観光地として多くの観光旅行者がおとずれるため、土産物や観光名所周辺での対策が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な監視内容について知りたい。 ・露店商や出店に対する監視指導も必要である。 <p>【意見番号:107～116】</p>	<p>市民はもちろん、本市を訪れる観光旅行者の方々にも、食の安全安心が提供できるよう、観光旅行者が多く訪れる行楽シーズンには、土産物や宿泊施設、観光地近辺の飲食店に対する一斉監視を実施します。修学旅行生が本市を訪れるシーズンには、団体旅館等の宿泊施設への監視指導も行っています。ご指摘のあるような施設に対しても監視指導を実施します。</p>	10
<p>16 京都市は観光地であるので、衛生確保が特に必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地である京都市で衛生確保を徹底することで、世界に京都の安全をアピールできる。 <p>【意見番号:117～119】</p>	<p>市民はもちろん、本市を訪れる観光旅行者の方々にも、食の安全安心が提供できるよう、京都市域がかかえる食にまつわる諸問題に計画に従い取り組んでまいります。</p> <p>監視指導にあたっては、施設管理者への食品の安全管理に係る情報提供を行い、衛生意識の向上に取り組みます。なお、計画の時期や結果については、ホームページや冊子にて情報公開しています。</p>	3
<p>17 路上弁当販売対策だけではなく、露店商に対する監視指導が必要。</p> <p>【意見番号:120～125】</p>	<p>計画は、路上弁当等の行商販売に対する衛生対策など、市民の方々の関心が高い内容を重点的に盛り込んでおります。</p>	6
<p>18 路上弁当販売への対策について</p> <p>★路上弁当の衛生管理に不安を感じていたので、一斉監視の取組を進めてほしい。</p> <p>★路上弁当販売を許可制にすべきである。</p> <p>★適切に管理ができていない販売場所について、「マーク」を掲示してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路上弁当販売の監視結果を公表してほしい。 ・夏期に限定せず、年間を通じて監視指導を実施してほしい。 <p>【意見番号:126～208】</p>	<p>路上弁当販売の衛生管理については、市民の方々の感心も高く本市でも平成18年度から計画的に監視指導を行っています。平成22年夏から、路上で販売されている弁当の抜き取り細菌検査も行い、指導しています。路上弁当の販売は、いわゆる行商行為に該当します。路上で弁当を販売する業者は、登録証の携帯が義務づけられています。しかし、「登録証を見えやすいかたちで」とのご提案を踏まえ、今後、指導内容を検討していきたいと考えています。路上弁当に限らず、食品の取扱いは、消費者の衛生意識にも委ねる部分が多くあります。計画では、食品等事業者への監視指導に限定することなく、消費者への食品安全情報に関する啓発にも取り組んでいきたいと考えています。</p>	83

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>19 表示一斉監視について</p> <ul style="list-style-type: none"> ★食品表示の監視強化を徹底してほしい。 ★食品表示偽装が現在も問題となっているので、適正表示を図ってほしい。 ・トレーサビリティを進めるべきである。【意見番号:209~217】 	<p>JAS法を所管する近畿農政局等や消費者庁等の関係行政機関と連携し、適正表示に向けた監視指導の徹底を図ってまいります。</p>	9
<p>20 食中毒予防対策に対し、重点的に取り組んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★牛肉、鶏肉やカキの生食による食中毒の予防対策が必要である。 ★ノロウイルスは感染性があるので、流行度を見据えた対策が重要である。 ★食中毒患者へのケアが必要である。 ★生食のリスクについて、消費者に伝えるべきである。 ・食中毒が発生した場合には、迅速な対応をしなければならない。 <p>【意見番号:218~231】</p>	<p>昨今の食中毒の傾向として生食肉によるものが増加傾向にあります。計画では、市内で発生する食中毒の減少に繋がるよう、このような情報を食品等事業者や消費者の方々へ情報提供してまいります。食中毒等により健康被害が発生した緊急時には、市民等の生命・健康の保護を第一に、迅速かつ的確に対処し、被害拡大の防止を図ってまいります。</p>	14
<p>21 フグ取扱施設一斉監視について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふぐによる事故を防ぐため、卸売市場での監視指導を強化してほしい。 ・認証済みの施設に限らず、無認証の施設に対する指導を実施してほしい。 ・ふぐの処理に関し、法整備を求める。 ・京都府のふぐ関係条例の改正により、ふぐ処理師の数が減少し、調理師のレベルが下がるのではないかと？ <p>【意見番号:232~235】</p>	<p>ふぐの取扱規制については、「ふぐの取扱い及び販売に関する条例」(京都府条例)を適用します。京都市中央卸売市場第一市場内でふぐを販売する業者についても、ふぐを取り扱う飲食店と同様に指導の対象とし、一斉監視を実施しています。平成23年4月から肝等の有毒部位が完全に除去されたふぐを取り扱う場合に限り、ふぐ処理師免許を持たない人も取扱いができるよう改正されます。この改正と併せて、事故発生時に迅速な対応がとれるよう、指導を行ってまいります。また、無認証でフグの処理を行っている施設に関する情報が寄せられた場合には、迅速に実態を確認のうえ、適切な指導を行っています。</p>	4
<p>22 一般衛生指導について</p> <p>【意見番号:236~239】</p>	<p>食の安全確保は、取扱施設の設備と施設管理者の衛生意識によるところが大きいと考えています。営業者をはじめ施設管理者の衛生意識の向上に向け取り組んでまいります。</p>	4

3 食品検査について

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>23 検査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ★抜取り検査は、効率的かつ効果的で良い。 ★輸入食品の検査の強化により、安心して食品が食べられる。 ・一斉監視の内容と収去検査の検体数の整合を図ってほしい。 ・検体数が少ないと感じた。 ・BSE 全頭検査を継続して実施してほしい。【意見番号:240~254】 	<p>今後も、食中毒発生の原因食品や消費動向を取り入れた食品の抜き取り検査計画を実施していきたいと考えています。</p> <p>計画は、毎年度策定するため、今後も御意見を申し上げます。</p> <p>また、検査結果については、年度ごとにとりまとめ、公表します。</p>	15

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>24 食品の行政検査に協力したが、他の店舗の検査結果等を知りたい。 【意見番号:255～256】</p>	<p>食品の収去（抜取り）検査は、無償で行えると食品衛生法で規定されています。検査費は公費でまかない、結果については検体の提供を受けた販売店等へ還元しています。また、年度ごとに全市の検査結果をとりまとめ、公表してまいります。</p>	2

4 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>25 京（みやこ）食の安全衛生管理認証制度について ★当制度について初めて知った。周知が必要である。 ★認証マークを見たことがない。 ★多くの食品等事業者に当認証を取得してほしい。 【意見番号:257～288】</p>	<p>市民や食品等事業者に「京・食の安全安心管理認証制度」について、もっと良く知って頂けるよう、参加型リスクコミュニケーション、出前トークや市バス内での広告等を通じて普及に努めます。</p>	32
<p>26 食品等事業者による自主的な衛生管理が必要である。 ★食品等事業者の食品衛生に対する意識の向上が必要である。 ★食品等事業者に対する衛生教育が必要である。 ・食品等事業者による健康管理が重要である。 ・ヒヤリ・ハット事例への対処が重要である。 【意見番号:289～300】</p>	<p>食品の安全確保は、営業者の責務ですが、作業に従事する方の衛生意識も大きく寄与しています。 食品衛生講習会等の機会を通じて、食品の安全確保に関する情報を営業者等へ提供し、安全な食品が製造販売されるよう指導してまいります。</p>	12

5 リスクコミュニケーションの推進について

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>27 リスクコミュニケーションの推進について ★観光旅行者に対する食の安全安心情報の発信が必要。 ★遺伝子組み換え食品、化学物質による食品汚染情報など、最近の科学的知見の情報提供を求める。 ★食中毒予防の対策方法などをわかりやすく教えてほしい。 ★消費者の意識を向上することが大切である。 ★調理実習のときに、衛生関係の講習を併せて行うなど、工夫してほしい。 【意見番号:301～388】</p>	<p>あらゆる情報媒体を活用し、効果的な食の安全安心情報の発信を進めてまいります。また、食品関係施設での見学会など、参加型リスクコミュニケーションをおこなうことで、わかりやすく食の安全安心情報を伝えるとともに、実際に家庭でも食中毒予防対策が行えるよう対策を図ってまいります。</p>	88

6 その他御意見

意見の要旨	京都市の考え方	意見数
<p>28 衛生確保を図るために食べられる食品を廃棄することは、コスト面で事業者への負担が大きくなる。 【意見番号:389】</p>	<p>食料自給率が約4割である現状では、食品廃棄の問題も大きな課題であると考えます。食の安全確保と共に営業者をはじめ施設管理者の衛生意識の向上に向け取り組んでまいります。</p>	1
<p>29 食品衛生の何が重要なのがわからず、意見するのが困難である。 【意見番号:390】</p>	<p>計画内容やその結果について、市民の方々に御理解頂けるよう具体的な表記に取り組んでまいります。</p>	1
<p>30 意見収集の方法について ・意見募集方法が前年度に比較し、改善された。 ・意見収集の方法に疑問を感じる。 【意見番号:391~392】</p>	<p>広くたくさんの市民から意見を収集するため、ホームページでの情報発信、「みやこ健康安全ねっと」でのメール配信をはじめとし、出前パブコメの開催、食品関係施設での意見箱の設置等に取り組んでまいりました。「平成22年度京都市食品衛生計画(案)」に対する意見募集件数が30件であったことに比較し、平成23年度は多くの意見を幅広い層からいただいたところです。今後も、広く市民の皆様から意見を頂戴できるよう、手法を工夫してまいります。</p>	2
<p>31 年代別に応じた計画があつてよい。 【意見番号:393】</p>	<p>本計画では、子どもから年配の方々までの食の安全安心確保を目指し、監視指導等に取り組む内容となっております。食の安全安心情報発信の際には、対象者に応じて、作図の多用や文字の大きさに配慮するなど、わかりやすい工夫してまいります。</p>	1
<p>32 農薬の使用をやめるべきだ。 【意見番号:394】</p>	<p>農薬の安全使用とともに、化学農薬に頼らない栽培方法の普及を図ってまいります。</p>	1
<p>33 飲食店で提供されるメニューの味をよくしてほしい。 【意見番号:395】</p>	<p>本市では、食品等の安全性を確保し、安心して食生活を営むことができる環境を整備することが、市民の健康を維持する上で不可欠であると考えております。引き続き、食の安全性を確保し、安心した食事の提供につながるよう、食品等事業者と共に取り組んでいきます。</p>	1